

令和5年度第8回教育委員会会議日程

開催期日 令和5年9月15日（金）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長の報告

日程第3 報告第13号 芽室町教育委員会委員に係る議会同意の件

日程第4 報告第14号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第5 議案第23号 令和5年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の（非
公開）

日程第6 議案第24号 芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

閉 会

日程第3

報告第13号

芽室町教育委員会委員任命に係る議会同意の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に基づき、芽室町教育委員会委員の任命に係る議会の同意があったので、報告します。

令和5年9月15日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

総務第436号
令和5年9月8日

芽室町教育委員会
教育長 程野 仁 様

芽室町長 手 島



芽室町教育委員会委員の任命について（通知）

このことについて、令和5年9月1日に開会されました令和5年町議会定例会9月定例会議において、次の者が芽室町教育委員会委員として同意を得ましたので、任命します。

記

1 任命される者

氏 名 松久 大樹
生年月日 昭和47年5月22日（51歳）
住 所 芽室町東めむろ2条南1丁目3番地17

2 委員の任期

自 令和5年10月 1日
至 令和9年 9月30日

3 辞令交付式

日 時 令和5年9月29日（金） 16時00分
場 所 町 長 室

（総務課総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

昭和31年6月30日法律第162号

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

日程第4

報告第14号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和5年9月15日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成 9 年 3 月

教育委員会訓令第 1 号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成 29 年芽室町条例第 2 号)第 2 条第 1 号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第 2 項及び第 3 項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許可基準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和2年4月 1日改定

令和2年4月 1日適用

令和3年4月 1日改定

令和3年4月 1日適用

日程第 5

議案第 23 号

令和 5 年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件（非公開）

令和 5 年度全国学力・学習状況調査の調査及び分析結果並びに今後の対応について、
広報誌に掲載しようとするものであります。

令和 5 年 9 月 15 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

日程第 6

議案第 24 号

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 5 年 9 月 15 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則（平成元年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項を次のように改める。

4 電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成された図書館資料のうち、インターネットにより利用が可能なものをいう。以下同じ。）の貸出し期間は1週間以内とし、同時に貸出しを受けることができる資料数は、1人3冊とする。

第10条に次の2項を加える。

5 前項の貸出しを受けることができる者は、第8条第1項に定める者とする。

6 貸出し期間の延長は、期間内に申し出のあった者に対してのみ申出日から図書は2週間まで、視聴覚資料は1週間までを限度として認め、電子書籍は返却期限から1週間までを限度として認める。ただし、貸出予約のある図書資料については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

説 明

電子図書館の開設に伴い、関連する規則を改正するものであります。

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則[新旧対照表]

改正案	現 行
(貸出期間及び冊数)	
第10条 一略— 2と3 一略— 4 電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成された図書館資料のうち、インターネットにより利用が可能なものをいう。以下同じ。）の貸出期間は1週間以内とし、同時に貸出しを受けることができる資料冊数は、1人3冊とする。	(貸出期間及び冊数) 第10条 一略— 2と3 一略— 4 貸出し期間の延長は、期間内に申し出のあつた者に対してのみ申出日から図書は2週間まで、視聴覚資料は1週間までを限度として認める。
5 前項の貸出しを受けることができる者は、第8条第1項に定める者とする。	5 前項の貸出しを受けることができる者は、第8条第1項に定める者とする。
6 貸出し期間の延長は、期間内に申し出のあつた者に対してのみ申出日から図書は2週間まで、視聴覚資料は1週間までを限度として認め、電子書籍は返却期限から1週間までを限度として認めることなし。 この規則は、令和5年10月1日から施行する。	6 貸出し期間の延長は、期間内に申し出のあつた者に対してのみ申出日から図書は2週間まで、視聴覚資料は1週間までを限度として認め、電子書籍は返却期限から1週間までを限度として認めることなし。 この規則は、令和5年10月1日から施行する。